

作 業 基 準

令和7年4月1日改定

北日本曳船株式会社

目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 作業体制

第 3 章 危険物等の取扱

第 4 章 乗下船作業等

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、苫小牧港内通船業務の作業に関する基準を明確にし、もって運送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長及び運航管理者は乗組員と陸上職員の中から船内および陸上作業員を指名し、次の作業を行わせる。

- (1) 乗下船する旅客の誘導
- (2) 陸上施設の操作
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し

第3章 危険物等の取扱

(危険物の取扱)

第3条 危険物の取扱は運航管理者の指示に従い危険物船舶運送、及び貯蔵規則等、関係法令に定めるところにより行うものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い運送を拒絶するか、又は一定の条件を付けて運送を引き受けるものとする。但し、原則として船室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業員、又は船内作業員は旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当する恐れのあるものと認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会のもと必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長、及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船)

第4条 旅客の乗船開始は原則として船舶の出港準備が完了後、離岸の15分前とし、陸上

作業員は船内作業員の乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。

2. 陸上作業員は旅客を歩み板手前に誘導する。
3. 船内作業員は旅客を船内へ誘導すること、その際の船内への入口は1か所に指定すること。
4. 陸上、及び船内作業員は、乗船旅客数（幼児も含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。
5. 船内作業員は乗船が完了した旅客から順次、救命胴衣を着用させること。

（離岸作業）

- 第5条 船内作業員は旅客の乗船が完了したら、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。
2. 乗組員又は船内作業員は、船内放送等により離岸時の船体動揺又は不測の事態による旅客の転倒事故を防止するため離岸作業が完了するまで、旅客へ着席や手摺への掴まりを指示する。
 3. 離岸作業後、船内に戻るときは出入口を完全閉鎖し、その他の船外出入口の閉鎖状態も確認して船長へ報告すること。

（着岸作業）

- 第6条 運航管理者又は運航管理者代行は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取その他の作業に必要な作業員を配置する。
2. 運航管理者又は運航管理者代行は、陸上作業員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、運航管理者又は運航管理者代行は作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
 3. 船内作業員は船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
 4. 乗組員又は船内作業員は、船内放送等により着岸時の衝撃等による旅客の転倒事故を防止するため着岸作業が完了するまで、旅客へ着席や手摺への掴まりを指示する。

（航行中の保安）

- 第7条 船舶の運航中、乗組員は定期的に船内巡検を実施し、旅客、船体、設備などの異常の有無を確認すること。
2. 船内巡検時に異常を発見した場合は直ちに船長に報告すること、また発生した異常に対処可能であれば、直ちに必要な措置を講ずること、対処不能な場合は船長へ報告するとともに、船長から必要な指示を受けること。
 3. 船長は報告された異常の程度等から必要な措置を講じる又は乗組員に指示を出すとともに、運航継続の可否判断を行い、直ちに運航管理者に報告すること。

4. 前項において報告を受けた運航管理者は、船舶に対して必要な指示または支援等を行うとともに、直ちに安全統括管理者へ報告をすること。

(繫留中の保安)

- 第8条 船長又は運航管理者（運航管理補助者）は繫留中、旅客の安全に支障が無いように繫留方法、歩み板の保全に十分留意する。
2. 船長および運航管理者（船上および陸上作業員も含む）は旅客に対して、船上および陸上の立入禁止区域や繫留設備付近への接近禁止を遵守させること。
 3. 船長および運航管理者は、前項において指示に従わない旅客がいた場合、運航中止や下船命令、乗船拒否などの必要な措置を講ずること。
 4. 船長は船内作業員に、定期的に船内外の巡検をさせ、繫留状態を含め船舶、設備等の異状の有無を確認すること、また異常を発見した場合は必要な措置を講じさせること。
 5. 運航管理者は陸上作業員へ岸壁上の点検を実施させ、歩み板、繫留設備等の異状の有無を確認すること、また異常を発見した場合は必要な措置を講じさせること

(旅客の下船)

- 第9条 船長は船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を船内作業員に合図する。
2. 船内作業員は、船長の合図を確認してから旅客を誘導して下船させ、下船終了後、船長に報告する。
 3. 船内作業員は旅客の下船時に救命胴衣を脱衣させ回収すること。
 4. 船内および陸上作業員は旅客の下船時に旅客人数の確認をおこない船陸間で確認すること。
 5. 船内および陸上作業員は前項において旅客人数に相違が生じた場合は、直ちに再確認をするとともに、船長および運航管理者へ報告すること。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項などの周知)

- 第10条 安全統括管理者、又は運航管理者（運航管理補助者）は乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

- (1) 旅客は、乗下船時、及び船内に於いては陸上係員および船内作業員（乗組員）の指示に従うこと
- (2) 船内に於いては乗船中の者に危害を加えるような行為、及び迷惑を掛ける行為

をしないこと

- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
- (4) 地震・津波等の災害発生時の注意事項

(乗船客に対する遵守事項の周知)

第 11 条 船長は船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船、及び非常の際には係員に従うこと
- (6) 地震・津波等の災害発生時の注意事項

(乗船客に対する救命胴衣の着用)

第 12 条 船長は、全ての旅客に対して、乗船中の救命胴衣の常時着用を遵守させること。
但し、疾病や怪我等のやむを得ない理由により救命胴衣の着用が難しい者を除く。

2. 船長は前項の場合で救命胴衣の未着用を許可する時は、不測の事態に備えて直ちに救命胴衣を着用できる状態または、その他の安全対策を講じた上で許可すること。
3. 船長は事故および沈没等の急迫した状況下においては、いかなる理由でも救命胴衣の脱衣や未着用を許可してはならない。
4. 船長は救命胴衣の着用の指示に従わない旅客がいた場合、当該旅客に下船を命ずること、またその者が指示に従わない場合は運航管理者へ連絡し、船舶の運航を中止するとともに、運航管理者と協議し必要な措置を講ずること。